

令和6年6月

事業主様

社会保険労務士法人
金原事務所

社会保険 算定基礎届のご案内

梅雨の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も社会保険算定基礎届の提出時期(日本年金機構の提出期限:令和6年7月10日)が近づいてまいりましたので、今後の手順についてお知らせいたします。

①今回同封している書類

- ・被保険者報酬月額算定基礎届調査票
- ・昇給・降給(月額変更)状況調査票

②当事務所にご提出いただく書類

- A. 4月・5月・6月支払い分の給与台帳
- B. 被保険者報酬月額算定基礎届調査票に記入したもの
- C. 昇給・降給(月額変更)状況調査票に記入したもの
※固定的賃金に変動がある場合はDもご提出ください
- D. 該当者・該当期間の賃金台帳(※④特記事項アに該当する場合)

③提出期限 **6月支払い分の給与計算が終わり次第** ご提出をお願いいたします

④特記事項

ア)固定的賃金の変動について

昨年の7月以降に支払われた賃金について、
昇降給・固定的な手当の追加削除や支給額の変更・給与体系の変動等がある場合は、
・「昇給・降給(月額変更)状況調査票」(C)を記入し、
・変動月の前月からの給与台帳(D)を添えてご提出ください。

(※固定手当の例:月給,日給,時間給,役付手当,家族手当,住宅手当,物価手当,通勤手当等)

イ)報酬の一部が現物(衣服・食事・住宅・その他)で支給されている場合は、個別の額をお知らせください。現物支給分を通貨に換算し報酬に合算する必要があります。

ウ)通常の方法で算出した標準報酬月額と年間平均で算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じる場合は、1年間の賃金の平均月額を基に標準報酬月額を決定できる場合があります(年間平均)。要件等の詳細はお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、金原事務所(Tel:095-823-3900)までお問い合わせください。
ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、よろしく願い申し上げます。